

総合規制改革会議の主な成果事例

2004年3月

総合規制改革会議

目 次

< 制度の創設 >	
特区制度の創設	1
株式会社による農地経営の解禁	2
株式会社による学校経営の解禁	3
株式会社による病院経営の解禁	4
株式会社による特別養護老人ホーム経営の解禁	5
規制改革集中受付月間」制度の創設	6
規制影響分析 (R I A) 導入の推進	7
< アクションプラン関係 >	
医薬品の一般小売店における販売	8
いわゆる「混合診療」の解禁	9
公共施設・サービス等の民間開放の促進	10,11,12
指定管理者制度の創設	10
公共施設等の民間による管理・運営、利活用等の推進	11
「市場化テスト」の実施と「数値目標」の設定	12
永住許可基準のガイドライン化等 (日本版グリーンカード)	13
車検制度の抜本的見直し	14
< 国際連携 >	
日本版 LPS (有限責任組合) の創設	15
< 事業活動円滑化 >	
コンテンツ分野の規制改革	16
燃料電池関連規制の緩和	17
< 競争政策 >	
公取委の審査機能・体制の見直し強化	18
政府調達制度の見直し	19
< 法務 >	
会社法に規定する諸制度の見直し	20
< 金融 >	
銀行等による保険商品の販売規制の緩和	21
信託業に関する規制の見直し	22

< 教育 研究 >	
コミュニティ・スクールの法制化	23
国立大学法人の評価に基づく〈組織の見直し〉	24
私立学校参入促進のための規制改革 (小・中学校設置基準の明確化、私学審議会の見直し)	25
< 医療 >	
レセプト、カルテのIT化の促進	26
保険者機能の強化 (レセプト審査・支払、医療機関との個別契約)	27
医療機関の広告規制の緩和	28
< 福祉 >	
PF 等公設民営の推進 (ケアハウス 保育所)	29
幼児教育 保育サービスの充実 (幼保一元化等)	30
< 雇用 労働 >	
労働者派遣制度の見直し	31
職業紹介規制の緩和	32
募集 採用における年齢制限緩和	33
< 環境 >	
ヒートアイランド対策	34
< 住宅 >	
民間提案型の都市計画手続の導入	35
マンション建替えの円滑化	36
工業 (場) 等制限法の撤廃	37
< 農林水産業 流通 >	
農地制度の改革	38
フランチャイズ・システムの制度整備	39
< エネルギー >	
電力自由化の拡大	40
< 運輸 >	
タクシー事業に関する規制改革	41
トラック事業に関する規制改革	42

特区制度

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議が「中間取りまとめ」(平成14年(2002年)7月23日)にて指摘。

総合規制改革会議が特区制度について詳細な制度設計を行い、構造改革特別区域法により実現。制度創出後は、制度を利用した規制改革の実現のために特区要望について議論。

【制度の概要】

特区の基本理念

目的 - 特定地域に限定して、その特性に注目した規制改革を実施することにより、全国的な規制改革につなげ、我が国全体の経済活性化を図る

基本方針 - 地方公共団体の自発的な立案に基づく制度、対象となる規制は可能な限り幅広いもの、従来型の財政措置は用いない、等

特区制度の推進方法

内閣官房にて、地方公共団体等の提案を受け付け、各省庁との検討・折衝を行う。この結果、各省と合意された特例措置を認定申請の対象とする。新たな特例措置を追加するため、構造改革特別区域法は、その都度改正する。

特区の認定

特例措置の活用は1つの地方自治体に限られない。地方公共団体は、幅広い規制の特例措置の中から自由に選択して内閣総理大臣に特区認定申請を行うことができる。内閣総理大臣は、認定の申請があった構造改革特別区域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。
- 二 当該構造改革特別区域計画の実施が当該構造改革特別区域に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

【改革の措置内容】

平成14年7月 第1回特区提案募集

平成14年12月 構造改革特別区域法施行。

平成15年4月 構造改革特別区域認定。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

特区評価委員会における特区の評価と、特段の問題が生じていないと判断されたものの速やかな全国規模の規制緩和の実施。

株式会社による農地経営の解禁 (特区事例)

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会 規制緩和の推進に関する意見 (第1次)、「平成7年(1995年)12月14日」にて指摘
規制緩和推進計画 (改定)、「平成8年(1996年)3月29日」閣議決定
以降規制緩和 (改革) 委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

農地法

農地の権利を取得できる法人は、原則として、法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を満たす農業生産法人に限定されている。

構造改革特別区域法 (第23条)

以下の要件を満たす場合には、農業生産法人以外の法人による農地の権利取得が可能。

耕作放棄地や効率的な利用を図る農地が相当程度存在するものと地方公共団体が認めて設定した構造改革特別区域内であること

地方公共団体等からの使用貸借権による権利又は賃借権の設定によること

法人の業務執行役員のうち一人以上が農業常時従事者であること

《問題点》

効率的な生産活動を営む農業主体に農地が集積し、農業の生産性を向上させることで、国際競争力を高める必要がある。

【改革の措置内容】

平成12年度に措置

農地法を改正し、農業生産法人の一形態として株式会社形態を導入した。(平成13年3月施行)

平成14年度に措置

構造改革特別区域法を制定し、農地法の特例として、農地貸付方式による株式会社等の農業参入を可能とした。(平成15年4月施行)

平成15年度に措置

農業経営基盤強化促進法を改正し、農業生産法人の構成員要件を緩和した。(平成15年9月施行)

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

構造改革特区において導入された「農地のリース方式」のような「地方公共団体保障型の特例措置」については、実際の弊害のおそれもほとんどないと考えられることから、早急に全国規模での規制改革に移行させるべきである。

株式会社による学校経営の解禁（特区事例）

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」《平成14年（2002年）12月12日》にて指摘
規制改革推進3か年計画（再改定）《平成15年（2003年）3月28日》閣議決定
以降、引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に
審議し、改革を推進

【制度の概要】

《親制の根拠》
学校教育法2条

学校は、国、地方公共団体及び学校法人のみが設置することができる。

《問題点》

消費者の多様な価値観、ニーズに応え得る豊富な教育サービスを提供しえるシステムを構築するため、教育
主体の多様化を促進する必要がある。

【改革の措置内容】

平成15年7月（特区第2次提案）、構造改革特区において株式会社による学校の設置が認められた。

なお、特区における株式会社による学校の設置に際して、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地
域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うことが必要とさ
れる。（構造改革特別区域法第12条第2項）

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

株式会社と学校法人との間で、同等の競争条件を確保する（株式会社等に対する私学助成、優遇税制の適
用など）

株式会社等による学校経営については、少なくとも、義務教育以外の教育分野においては、全国規模でも解
禁を図るべきである。

株式会社による病院経営の解禁（特区事例）

【議論・検討の経緯】

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第1次）」（平成7年（1995年）12月14日）にて指摘
「規制緩和推進計画（再改定）」（平成9年（1997年）3月28日）閣議決定
以降規制緩和（改革）委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

医療法第7条第1項第5項、第54条、「医療法の一部を改正する法律の施行に関する件」（厚生事務次官通達S25年8月2日発医第98号）

医療機関の運営については、非営利が原則とされ、法施行前の既存の株式会社立病院以外の営利法人による運営は認められない。

- 現行では、主に福利厚生目的で株式会社により設立された62の医療機関が存在する。

《問題点》

患者にとっての医療サービスに関する選択肢の拡大、医療機関にとっての資金到達の多様化等が十分でない。

【改革の措置内容】

構造改革特区における株式会社の医療への参入を容認（予定）

地方公共団体などのニーズに即し、自由診療の分野において、高度な医療を提供する病院又は診療所の開設を可能とするよう速やかに関係法令の改正を行う（第159国会に法案提出済）

構造改革特区における株式会社による医療機関経営の状況等を見ながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進める。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

< 特区で講ずべき事項 >

「基本方針2003」における決定事項であった、厚生労働省の示す特区における株式会社参入の「ガイドライン」は医療の種類が限定列挙される「ポジティブリスト」であり、「倫理性・安全性の問題がない」とされる医療については、地方公共団体が必要とする「高度な医療」が幅広く認められるようにする。

株式会社の参入については、その優位性を認められたものであるから、本ガイドラインについてはこの趣旨に沿って「高度な医療」を国が限定することなく「事業者ニーズに基づき地方公共団体が判断し幅広い医療が認められるよう運用されるようにする。

< 全国で講ずべき事項 >

現存する株式会社立病院に何ら問題ないため株式会社等による医療機関経営を禁止することの合理性は乏しい。また、株式会社による医療機関の参入は、医療機関間の競争、患者の選択肢の拡大が促進され、患者本位の医療サービスの提供を実現しやすくすることなどから、参入規制を解禁する。

株式会社等による特別養護老人ホーム経営の解禁 (特区事例)

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会 規制緩和の推進に関する最終意見」平成9年(1997年)12月12日)にて指摘
規制緩和推進3か年計画」平成10年(1998年)3月31日)閣議決定
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

老人福祉法第15条

特別養護老人ホームは、地方公共団体、社会福祉法人以外の者は、設置することができない。

《問題点》

急速に進む高齢化社会において、介護施設が量的に不足している。

【改革の措置内容】

平成15年4月1日施行の「構造改革特別区域法(特区法)」において、特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として、公設民営方式又はPF方式により、株式会社を解禁。

平成15年11月の特区第3次認定において、公設民営方式による株式会社の参入申請がなされた。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

特別養護老人ホームについて、株式会社等が設置から運営まで一貫して行ういわゆる「民設民営方式」を、構造改革特区において解禁すべき。その際、施設整備費補助金等の適用を容認するなど、株式会社等と社会福祉法人との間において、同等の競争条件を確保するとの措置を講ずべき。

構造改革特区において導入された特別養護老人ホームに関する「PF方式」又は「公設民営方式」のように、地方公共団体が直接事業に強く関与し、当該事業の保証を行うこと等により弊害の発生を極力抑制しているような特例措置(いわば「地方公共団体保証型の特例措置」)については、実際の弊害の発生のおそれもほとんどないと考えられることから、早急に全国規模での規制改革に移行させるべき。

規制改革集中受付月間」制度の創設

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議が、平成15年度に「規制改革集中受付月間」を創出し、制度化。規制改革の推進に当たり、広く国民・経済界などの要望を受け付け、短期的・集中的にきめ細やかな対応を図ることが重要との認識に基づく。

【制度の概要】

規制改革要望及び構造改革特区提案を集中的に受け付け
 ・民間企業・団体、地方自治体、個人等、誰でも応募できる制度。

手続き公開の下、短期集中型の検討・協議の実施
 ・協議過程をホームページに公開することで、協議過程においても要望・提案者の見解を表明し易い制度。
 約2ヶ月で検討・協議を行う短期集中型の制度。

【2003年度における実施状況】

	公募状況	新たに実現した規制改革
あじさい月間 (6月～9月)	全国規模での規制改革要望 110の要望主体から417項目の要望 構造改革特区提案 188の提案主体から280件の特区提案	全国規模で実施すべき規制改革事項として、 67項目(*1)の実施を決定。 (平成15年9月19日報告(閣議)) 特区における規制の特例事項として19項目、 全国規模で実施すべき規制改革事項として 29項目(*1)の実施を決定。 (平成15年9月12日構造改革特別区域推進 本部決定)
もみじ月間 (11月～2月)	全国規模での規制改革要望 147の要望主体から947項目の要望 構造改革特区提案 223の提案主体から338件の特区提案	全国規模で実施すべき規制改革事項として、 93項目(*2)の実施を決定。 (平成16年2月27日報告(閣議)) 特区における規制の特例事項として18項目、 全国規模で実施すべき規制改革事項として 32項目(*2)の実施を決定。 (平成16年2月20日構造改革特別区域推進 本部決定)

(*1)うち3項目は、双方に重複する項目。 (*2)うち5項目は、双方に重複する項目

規制影響分析 (R I A) 導入の推進

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第3次答申「平成15年(2003年)12月22日」にて指摘
規制改革・民間開放推進3か年計画「平成16年(2004年)3月19日」閣議決定

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、最終年度に精力的に審議し、R I A導入に貢献。

【制度の概要】

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく「政策評価に関する基本方針」(平成13年12月28日閣議決定)において、規制に係る政策評価の実施に向け積極的に取り組むこととされている。

しかしながら、事前評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていないため、規制に係る政策評価は、法律において義務付けの対象となっていない。

【改革の措置内容】

平成16年度から、全ての規制の新設・改正時に規制影響分析(R I A: Regulatory Impact Analysis)を試行的に実施。

規制改革・民間開放推進会議、総務省及び各府省は、連携して評価手法の開発の推進に努める。

現時点では分析手法が確立していないことから、当面は、分析項目のみ提示し、内容は徐々に充実させることとする。

(分析項目例)

規制の内容(規制の目的・必要性等)

規制の費用分析(規制実施による行政コスト、遵守コスト、社会コストの推計)

規制の便益分析(規制実施による国民・産業界への便益、社会的便益の推計)

規制を見直す条件

・レビューを行う時期

パブリック・コメント手続の際は、可能な限りR I Aを添付し、そのR I Aもパブリック・コメントの対象とする。

各省が行うR I Aについては、規制改革・民間開放推進会議にも情報提供する。

それらについては、規制改革・民間開放推進会議においてもインターネット等により公開する。

毎年度、総務省は、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ試行的R I Aの実施状況を把握・分析する。

その結果得られた知見・情報等を各府省にフィードバックし、評価手法の開発の推進に努める。

規制改革・民間開放推進会議が既存規制をチェックする際、R I Aも活用する。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

規制に係る政策評価について、評価手法が開発された段階で、義務化を図る。

医薬品の一般小売店における販売

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会 第1次意見「平成7年(1995年)12月14日」にて指摘
規制緩和推進3か年計画「平成10年(1998年)3月31日」閣議決定
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

薬事法第2条、9条、24条

「医薬品」とは、日本薬局方に収められている物、人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物・・・(以下略)

薬局開設者が薬剤師であるときは、自らその薬局を実地に管理しなければならない。

薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けたものでなければ、業として、医薬品を販売し、授与してはならない。

《問題点》

深夜など真に国民の医薬品へのニーズがある場合に、近隣の薬店が営業していないなどで入手が困難であり、国民の利便性を阻害している。

【改革の措置内容】

平成11年3月政省令 告示の改正。

・ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒薬等15製品群の約300品目を医薬品のカテゴリーから医薬部外品に移行。

平成16年の早期に措置予定。

厚生労働省内に設置された「医薬品のうち安全上特に問題のないものの選定に関する検討会」にて選定された約350品目の医薬品を薬効成分を変えずに医薬部外品に移行し、医薬部外品として一般小売店での販売を認める予定。

* 消化薬、健胃薬、整腸薬、下剤、のどあれ薬、うがい薬など

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

人体に対する作用が比較的穏やかな医薬品群については、少なくとも特例販売業や配置販売業と同様に、薬局・薬店以外のコンビニエンスストア、チェーンストアなどの一般小売店においても早急に販売できるようにする。

いわゆる「混合診療」の解禁

【議論・検討の経緯】

規制改革委員会「規制改革についての見解」(平成12年(2000年)12月12日)にて指摘
「規制改革推進3か年計画」(平成13年(2001年)3月30日)閣議決定
以降総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

健康保険法第52条第1項、第74条、第85条、第86条、保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条、第5条の2、第18条、第19条

健康保険法上、療養に係る費用のうち患者が支払うこととされている額は、一部負担金、入院時の食事療養に関する費用、特定承認医療保険機関による療養及び選定療養に要する費用である。

療担規則18・19条では、保険医による特殊な療法等及び大臣が定める医薬品以外の医薬品の使用を禁止している。

《問題点》

患者が真に望む診療について、本来保険で賄われるべき部分も含め全て自由診療として患者が100%負担しなければならない。

【改革の措置内容】

昭和59年に特定療養費制度を創設。

高度先進医療

特別の療養環境

- 前歯部の鑄造歯冠修復等に使用する金合金等

< 以下特定療養費の緩和 >

平成4年

- 予約診療、時間外診療

平成6年

- 金属床総義歯

平成8年

- 200床以上の病院の初診料
- 医薬品の治験

平成14年

- 医療用具の治験
- 200床以上の病院の再診
- 薬事法承認後、保険収載前の医薬品の使用
- 180日以上入院

平成15年度

- 高度先進医療について、一定の基準を満たした場合には、医療技術及び病院ごとの個別の承認を必要とせず、迅速に認める仕組みを創設。
- 高度先進医療の導入の迅速化を図ることにより、対象技術の範囲の拡大を促進。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

高度・先進的な医療サービスなどを患者が選択しやすくするために、例えば、特定承認医療保険機関などの質の高いサービスを提供することができる医療機関においては、現行の特定療養費制度における高度先進医療のみならず、新しい医療技術についても、個別の承認を必要とせず、包括的に認める制度(いわゆる「混合診療」)を導入する。

公共施設・サービス等の民間開放の促進 (1) 指定管理者制度の創設

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第2次答申「平成14年(2002年)12月12日」にて指摘
規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年(2003年)3月28日」閣議決定
以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要項目の1つとして第2次答申策定時に集中的に議論し、指定管理者制度創設に
貢献(平成14年度官製市場見直しWG)

【制度の概要】

《親制の根拠》

旧地方自治法

地方自治体のスポーツ施設などの公の施設の管理運営を受託できる者は、自治体や第3セクター等に
限られており、民間事業者による管理運営は認められていなかった。

《問題点》

公の施設の利用時間や利用料金等が固定的で、利用者へのサービス向上につながらない。

【改革の措置内容】

平成15年6月の地方自治法改正によって、指定管理者制度創設(9月から施行)。公の施設について、一定
の条件下での利用料金の決定等を含めた管理・運営の委託先として、一定の要件を満たした第3セクター等
に加えて、一般民間事業者にも認めるものとした。

地方自治法244条の2第3項

地方自治体は、公の施設の設置目的を達成するために、法人その他の団体であっても管理を行わせること
ができる。

公共施設・サービス等の民間開放の促進 (2)公共施設等の民間による管理・運営、利活用等の推進

【議論・検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年(2003年)12月22日)にて指摘
規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年(2004年)3月19日)閣議決定

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進(アクションプラン追加5項目の1つ)。

【制度の概要】

《背景と問題点》

公共施設等の民間による管理・運営等の推進

公共施設等の管理・運営に関しては、民間の資金、経営能力、技術能力を活用し、効率的かつ効果的なサービス提供が求められている。こうした観点から、PF事業や指定管理者制度(地方自治法)が創設されたが、各公共施設等につき、これら制度において民間事業者が行い得る事業の範囲等が明確ではない場合もある。

公共施設の民間による利活用の推進

イベント開催などのために、道路や河川等の公共施設を民間事業者等が占有する場合は、各公共施設の管理者の許可が必要である。近年、地域の活性化や街の賑わい創出の観点から、公共施設本来の機能を損なわない範囲内で、その空間を活用し、より柔軟かつ積極的な活用に対するニーズが高まりつつある。

【改革の措置内容】

公共施設等の民間による管理・運営等の推進

PF事業(平成16年度措置)

・公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部を一体的に行った事例を公表、紹介
・公物管理法などの解釈においてPF事業者が行い得る事業の範囲を明確化

指定管理者制度(平成16年度措置)

・各種公物管理法に係る公の施設等について、地方公共団体が指定した民間事業者等(指定管理者)は、その管理・運営を行うことが可能であることを必要に応じ通知するなどの措置を講ずる。

公共施設の民間による利活用の推進

地域の活性化や街の賑わい創出等の観点から、下記の施策が講じられることとなった。

道路占有許可(管理者)、道路使用許可(警察署長)の弾力化(平成16年度措置)

河川占有許可の弾力化(平成16年度以降逐次実施)

都市公園における公園施設の設置・管理の弾力化(平成16年度措置)

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

PF法と公物管理法との法的整理を進めること等により、民間事業者等による公共施設等の管理・運営等を一層推進する。

公共施設・サービス等の民間開放の促進 (3)「市場化テスト」の実施と数値目標」の設定

【議論・検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年(2003年)12月22日)にて指摘
規制改革「民間開放推進3か年計画」(平成16年(2004年)3月19日)閣議決定

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に
審議し、改革を推進(アクションプラン追加5項目の1つ)

【制度の概要】

公共サービス等の民間開放を促進する横断的手段となり得るのが、世界各国で実施されている「市場化テ
スト」と、米国で実施されている民間委託に関する「数値目標」の設定であり、我が国においてもこれらを参考
とした制度の導入の検討の必要がある。

【改革の措置内容】

市場化テスト

「市場化テスト(Market Testing)」とは、官が提供しているサービスと同種のサービスを提供する民間事業者
が存在する場合に、公平な競争条件の下、官と民とで競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた方が落札
する制度。

- 英、豪、オランダ、デンマーク、スウェーデンといった国々で現に実施。

我が国においても、官民間の公平な競争条件を担保するため、海外の事例も参考としながら、国民生活の安
全面の確保等に関する行政責任の在り方についての観点にも留意しつつ、「市場化テスト」(官民間の競争入
札制度)の導入について調査・研究を行う。【平成16年度中に措置】

民間委託に関する数値目標の設定 米国では、連邦政府業務棚卸法(Federal Activities Inventory
Reform (FAIR) Act)により、各行政機関は、

実施している業務のうち、民間委託可能な業務をリスト化し、公表することを義務付けられている。

- 本リストは、連邦行政管理予算局によりチェックされた上で公表されるが、これに対して、民間事業者等か
ら、リストに未掲載の民間委託可能な業務を追加すべき旨の意見提出が可能とされている。

- 連邦政府業務の民間委託の数値目標と達成期限(2003年までに全体の15%の民間委託を実施すること
など)がブッシュ大統領の行革アジェンダ(2002年)、連邦行政管理予算局の進捗状況レポート(2003年)
に設定されている。

我が国においても、官から民への事業移管を加速化するため、民間委託に関する「数値目標」についての調
査・研究を行う。【平成16年度中に措置】

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

市場化テストなどにより、公共サービス等の民間開放をより一層促進するためには、当該業務に従事する
公務員の民間への転出、配置転換、任期付職員の採用など効率的な人材配置を可能とする仕組みについても
検討が必要。

市場化テストの実施に当たっては、官民間の競争条件が公平なものとなっていることを担保するために第
三者機関の設置など、評価・監視機能が必要。

民間委託の数値目標の設定に当たっては、国レベルでの目標設定については、閣議決定などにより、各府
省、特殊法人等に実施を義務付ければ可能と考える。

地方公共団体レベルでの実施を促進するには、これらの取組を行う地方公共団体の移行期の負担を軽減す
る支援措置を講ずることが適当と考える。

永住許可基準のガイドライン化等 (日本版グリーンカード)

【議論・検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」(平成15年(2003年)12月22日)にて指摘
規制改革・民間開放推進3か年計画「平成16年(2004年)3月19日」閣議決定

総合規制改革会議では、平成15年6月構造改革特別区域推進室が募集した規制の特例に関する提案で「永住許可要件の明確化」が提出されたことを受け、アクションプランWGで追加5項目の1つとして集中的に審議し、改革を推進。

【制度の概要】

《親制の根拠》

出入国管理及び難民認定法第22条、入国・在留資格要領

「素行が善良であること」「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」かつ「法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り」これを許可するとされている。

「日本国の利益に合する」基準は、法務省内規により「10年以上継続して本邦に在留していること」、外交、社会、経済、文化等の分野における我が国への貢献があると認められる者は引き続き5年以上本邦に在留していること」などとされている。

《問題点》

我が国経済の国際競争力を強化していくためには、優秀な外国人が腰を落ち着けて事業等を行う環境整備が必要であるが、当該外国人にとって現行の永住許可制度は、要件等に関する予見可能性が低く、理解しにくい制度となっている。

【改革の措置内容】

平成15年9月に構造改革特別区域推進本部にて「永住許可の具体的・主要な事例の紹介を行う【平成16年度中に措置】」ことが決定。

平成15年12月総合規制改革会議答申「規制改革の推進に関する第3次答申」で以下について記載。

永住許可・不許可事例の早期公開【平成15年度中に措置】

永住許可基準を明確化し、公開することによりガイドライン化を図る【平成16年度中に措置】

車検制度の抜本の見直し

【議論・検討の経緯】

臨時行政調査会『行政改革に関する第2次答申 - 許認可等の整理合理化 - (昭和57年2月10日)』にて指摘
行政改革委員会 規制緩和の推進に関する意見(第1次)、『平成7年(1995年)12月14日』にて指摘
規制緩和推進計画、『平成7年(1995年)3月31日』閣議決定
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に審議し、改革を推進(アクションプラン追加5項目の1つ)

【制度の概要】

《規制の根拠》

道路運送車両法

検査を受け、自動車検査証の交付を受けた自動車でなければ運転することはできない(第58条)。
自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する運送事業用の自動車、貨物運送用の自動車等は1年、その他の自動車は2年とする(61条)。

《問題点》

自家用乗用車の車検有効期間については、制度の見直しがほとんど行われていない。(昭和27年以降、現在までの51年間で、見直しは1回のみ)

【改革の措置内容】

昭和27年 それまで車検有効期間はすべて1年であったが、旅客運送事業用自動車については9か月、貨物自動車は1年、その他の自動車は2年とした。
昭和37年 旅客運送事業用自動車の車検有効期間を9か月から1年に、自家用自動車のうち定員11人以上のものの車検有効期間を2年から1年にした。
昭和58年7月 自家用乗用車の車検有効期間について、初回を2年から3年に延長した。
平成7年7月 車齢11年を超える自家用乗用車、車齢10年を超える大型特殊自動車及び小型二輪自動車等の車検有効期間を、1年から2年に延長した。
また、自動車の保守管理責任が、その使用者にあることを明確化。
平成10年5月 車両総重量8トン未満(小型)の貨物自動車、レンタカー乗用車の車検有効期間について、初回を1年から2年へ延長した。

安全で環境との調和のとれた車社会の実現を目指すという車検・点検整備制度本来の目的を念頭に置き、必要なデータ等を収集の上、安全確保、環境保全、技術進歩の面から有効期間の延長を判断するための調査を平成16年度中に取りまとめ、その結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。

【平成16年度中取りまとめ、以後速やかに措置】

日本版 LPS(有限責任組合)の創設

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議の第1次答申(平成13年(2001年)12月11日)にて指摘
規制改革推進3か年計画(改定)「平成14年(2002年3月29日)閣議決定
以降、引き続き議論

総合規制改革会議では、重要分野の一つとして3年間にわたり審議を行い、第1次～第3次答申を通して、
規制改革を推進

【制度の概要】

《親制の根拠》

中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条、第3条
有限責任組合の投資対象を、公開・上場していない中小企業に限定
投資先資産の種類を株式、新株予約権付社債、工業所有権、著作権への投資等に限定。

(特例として)

産業活力再生特別措置法第16条の2
投資対象に、事業再構築を必要とする事業者等を追加。

《問題点》

現行の有限責任組合(出資者が有限責任、組合段階では課税されずに出資者段階で課税)では、投資
先事業者、投資事業の範囲が限定的であるなど、資金調達のコスト等に対して十分に対応できていない。

【改革の措置内容】

平成14年

投資対象としては、中小企業の株式会社に限られていたが、有限会社・企業組合等を追加。
株式、工業所有権、著作権等に限られていた投資先資産の種類に、匿名組合出資の持分、信託受益権を
追加。

平成15年

産業活力再生特別措置法の改正により、特例として、投資対象事業者に事業再構築認定事業者等を追加
し、投資先資産に金銭債権の取得、社債の取得、貸付を追加。

平成16年以降

投資者保護ルールの整備と合わせ、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律を改正し、投資先
事業者の要件や投資事業範囲を拡大して、より一般的な投資ファンド法制を整備する。なお、投資事業範囲の
制限を撤廃することについては、早期に検討し、結論を得る。【投資事業範囲の撤廃については、平成16年度
中に検討開始、平成17年度結論】

【総合規制改革会議の考える改革の方向性】

投資事業範囲を撤廃し、一般的な投資ファンド法制を整備すべきである。

コンテンツ分野の規制改革

【議論・検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年(2002年)12月12日)にて指摘
「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年(2003年)3月28日)閣議決定

以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、特に第2次答申時に集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

制作者の契約上の地位の適正化

【根拠】

下請代金支払遅延等防止法

物品の製造委託及び修理委託のみを対象として、委託者に対して発注書面の「交付等を義務付け、代金の支払遅延や不当な減額等の行為を禁止。

役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針

役務の委託取引における事業者の独占禁止法違反行為の未然防止等を図るため、作成・公表。

【問題点】

一般的にコンテンツ制作事業者(制作者)は、流通事業者と比較して、資金、人員の面等において脆弱。

コンテンツに関する制作・流通事業者間の契約をより適正なものとする等、市場においてより公正な取引を確保するための環境整備が必要。

資金調達手段の多様化

【根拠】

信託業法

受託財産の範囲について規定(知的財産を含まず)。

信託業法上は、一般事業法人も免許取得により信託業務を営むことが可能だが、免許基準、信託会社の健全性基準、ディスクロージャー等の規定が未整備なため、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の下で金融機関のみが信託業務を兼営。

商品投資に関する事業の規制に関する法律

映画」を含む商品ファンドの販売許可業者については、投資家保護に配慮し、業務経験等の許可要件が課されている。

【問題点】

資金面においても、制作者自らがリスクを取りつつ広く資金調達を行うことができる環境の整備が必要。

【改革の措置内容】

制作者の契約上の地位の適正化

平成14年度に措置

コンテンツ取引全般に関する契約見本の策定・周知

- アニメーション・テレビ放送番組の制作及び放送権の許諾に関するモデル契約書を公表。
(平成14年7月5日)

平成15年度に措置

「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(役務ガイドライン)の改定
(平成16年3月公表予定)

- 下請法の改正(平成15年6月)により、役務の下請取引が同法の対象となったこと等を踏まえ、成果物に係る権利の譲渡等に対する考え方を明確化するとともに、情報成果物に係る権利の譲渡等に関する違法行為を当該類型に追加。

平成16年度に措置

下請代金支払遅延等防止法(下請法)の適用(平成16年4月1日施行)

- プログラムの作成等役務に係る下請取引を対象に追加。

資金調達手段の多様化

平成15年度に措置

商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の改正

- 映画ファンド等について、商品投資に関する商品投資販売業の許可要件を緩和。

平成16年度に措置

資金調達の多様化に向けた信託の対象への著作権の追加等

- 信託業法を改正し、著作権等の知的財産権を信託の対象とするとともに、金融機関以外の事業会社による信託業への参入を可能とする。(第159回通常国会に法案提出)

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

コンテンツ産業の更なる健全な発展に向けた、制作者の契約上の地位の一層の適正化および資金調達手段の更なる多様化。

燃料電池関連規制の緩和

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」(平成14年(2002年)12月12日)にて指摘
規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年(2003年)3月28日」閣議決定
以降、引き続き議論。

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして、特に第2次答申時に集中的に審議し、規制改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

燃料電池自動車関連

(例)

燃料電池自動車が公道を走行するためには、一台ごとに国土交通大臣の認定が必要(道路運送車両法)

水素インフラ関連

(例)

水素供給スタンドにおける水素供給設備と第1種保安物件(学校・病院等)との間は17m以上、第2種保安物件(民家等)との間は11.3m以上距離を置くことが必要(高圧ガス保安法)

水素供給スタンドを設置する場合、給油取扱所(ガソリンスタンド)と併設することが認められていない(消防法)

家庭用燃料電池関連

(例)

家庭用燃料電池が発電設備に該当、あるいは内燃機関による発電設備に準ずるものとされた場合、消防長への設置届出が必要。また、住宅等の建築物から3m以上の距離をとることが必要(消防法)

《問題点》

燃料電池は新しい技術であるため、諸規制や基準が未整備。

【改革の措置内容】

平成17年頃と予想される燃料電池の初期段階の導入に際し、普及が円滑に進むよう20項目に渡る規制改革事項について、事業者による実験結果等を踏まえた安全性の検証・評価などを速やかに実施し、所要の措置を講ずることとした。

具体的な規制改革事項は以下のとおり。

燃料電池自動車関連(5項目)

- 必要な保安基準等の整備を行った上で、ガソリン車と同様に、型式認定を整備(16年度中に措置)等

水素インフラ関連(10項目)

- 水素供給スタンド設置に関する保安距離の見直し(16年度中に措置)
- 水素供給スタンドとガソリンスタンドの併設の制限の見直し(16年度中に措置)等

家庭用燃料電池関連(5項目)

- 家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し(16年度のできる限り早期)
- 家庭用燃料電池の設置に関する建築物との保有距離の見直し(16年度のできる限り早期)等

公取委の審査機能 体制の見直し強化

【議論 検討の経緯】

規制改革委員会 規制改革についての第2次見解」平成11年（1999年）12月14日にて指摘
規制緩和推進3か年計画（再改定）」平成12年（2000年）3月31日閣議決定
以降規制緩和（改革）委員会、総合規制改革会議において引き続き議論
総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ第1次～第3次答申を通して改革を推進

【制度の概要】

《現状》

公取委は内閣府の所轄に属する、独占禁止法を運用する行政委員会。

その事務総局は平成15年度末現在、定員643人。

《問題点》

独占禁止法の厳正 迅速な執行等により 十分なエンフォースメントを実現するには、公取委のマンパワーが不足している。

独禁法違反事件審査及び企業結合審査について、迅速性、透明性が不十分であるとの指摘があった。

【改革の措置内容】

審査体制の見直し強化

総務省から内閣府への移管（平成15年4月）

人員の増強（事務総局定員数：平成11年度558人 15年度643人）

専門的知識ある民間人材等の採用（平成13年度以降、弁護士4名、エコノミスト3名等中途採用）

独禁法違反事件審査部門にタスクフォースを設置（平成13年度以降、Ⅱ・公益事業分野及び知的財産権分野に設置）

審査機能の見直し強化（迅速性及び透明性の向上）

「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」の公表（平成14年11月）

「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」の公表（平成14年12月）

企業結合の事前相談の結果公表について、公表内容の一層の充実。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

審査体制の一層の見直し強化による独占禁止法のエンフォースメントの強化。
審査機能について、ガイドラインの見直し等による一層の透明性の向上。

政府調達制度の見直し

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する最終意見」(平成9年(1997年)12月12日)にて指摘
規制緩和推進3か年計画「平成10年(1998年)3月31日」閣議決定
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論
総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ、第1次～第3次答申を通して改革を推進

【制度の概要】

《現状》

政府調達については、安くて質の高いものを調達するため、会計法令に基づき競争入札を原則とする。他方、中小企業育成、また、地方における地域振興等の観点から、官公需施策・地域要件設定等の取組を実施。官公需施策における国の発注に占める中小企業者向け契約目標は、年々上昇を続け、現在約45%。

《問題点》

政府調達における競争入札については、入札談合や著しい低価格入札などの競争上問題のある行為等が根強く存在し、競争性・経済合理性・透明性・公正性の確保の観点から、改善の必要がある。

中小企業者向け契約目標について、受注の「機会」だけでなく「結果」の確保になっており、意欲ある中小企業の育成につながっていないとの指摘がある。

【改革の措置内容】

公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律の制定(平成13年4月施行)
・入札及び契約の過程等に関する情報の公表
・不正行為についての公取委への通知 等

競争性・経済合理性・透明性・公正性確保のための入札制度の改善を実施中。

一般競争入札の拡大
・入札参加資格の見直し
技術力を重視する新しい入札制度の導入・拡大
指名停止等、発注者による措置の強化 等

入札談合等関与行為の防止に関する法律の制定(平成15年1月施行)

官公需制度については、中小企業者向け契約目標の策定手続等を公表(平成15年度以降)。また、同目標について、競争促進に資する新指標導入も含め、在り方の見直しを検討中。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

競争性・経済合理性・透明性・公正性確保の観点から、より一層の取組を行うべき。

会社法に規定する諸制度の整備

【議論 検討の経緯】

規制改革委員会 規制改革についての第2次見解「平成11年(1999年)12月14日」にて指摘
規制緩和推進3か年計画(再改定)「平成12年(2000年)8月31日」閣議決定
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ、第1次～第3次答申にて指摘し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

商法(いわゆる会社法と呼ばれる商法第2編全般)

《課題》

会社の資金調達手段の改善、企業統治(コーポレートガバナンス)の実効性の確保、高度情報化社会への対応及び会社の事務手続きの簡素化、効率化、企業活動の国際化への対応

【改革の措置内容】

平成13年以降の主要な改正点は以下の通り(なお、内閣提案によるものと議員提案によるものの双方がある)

平成13年改正(平成13年法律第79号(平成13年10月1日施行))

自己株式の取得・保有規制の見直し

株式の大きさに関する規制の見直し

- 1株当たりの純資産額規制の廃止及び株式分割時における株式発行授權枠の拡大
- 単位株の廃止と単元株制度の創設

平成13年改正(平成13年法律第128号(平成14年4月1日施行))

種類株式制度の見直し

- 無議決権優先株の発行枠の拡大
- トラッキングストックに関する制度の整備
- 種類株主の取締役の選解任権
- ストックオプション制度の改善

会社運営の電子化

- 商業帳簿等の電子化
- 株主総会の招集通知の電子化、株主総会における議決権行使の電子化
- 電子公告制度の導入(いわゆる決算公告について)

平成13年改正(平成13年法律第149号(平成14年5月1日施行))

- 株主代表訴訟制度の見直し

平成14年改正(平成14年法律第44号(平成15年4月1日施行))

株主総会制度の見直し

取締役・取締役会制度の見直し(委員会等設置会社制度の導入等)

(平成16年)第159回国会提出改正法案の内容

株券不発行制度の導入

電子公告制度の導入(いわゆる決算公告以外の公告について)

現在、下記方針に基づき、平成17年中の法案提出を目指して「会社法制の現代化」の作業が進められている。

- 片仮名文語体で表記されている商法第2編、有限会社法等の各規定について、平仮名口語体化を図る。
- 会社に関する規定について、分かりやすく再編成する。
- 最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等、内容の実質的な改正を行う。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

企業が経済活動を行っていく上での法制度整備は飛躍的に向上してきたが、引き続き、企業を取り巻く様々な環境変化に対応しつつ、我が国経済の活性化及び企業の競争力向上の確保を図っていくための幅広い法整備が必要である。

銀行等による保険商品の販売規制の緩和

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会 規制緩和の推進に関する意見 (第2次) 平成8年 (1996年) 12月16日にて指摘

規制緩和推進計画 (再改定) 平成9年 (1997年) 3月28日閣議決定

以降、規制緩和 (改革) 委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ特に第1次と第3次答申時に精力的に審議し、改革を推進。

【制度の概要】

《規制の根拠》

保険業法第275条、同施行規則第211条から第211条の3等

銀行等又はその役員若しくは使用人にあたっては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府例に定める場合に限って、保険募集を行うことができる。

《問題点》

銀行等が生命保険募集人、損害保険募集人、保険仲立人として取り扱える保険商品は一部の種目に限定されている。

【改革の措置内容】

平成13年4月、14年10月に一部緩和。

平成13年

住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険 (信用生命保険については、銀行等の子会社、兄弟会社の商品に限定)・海外傷害保険

平成14年

個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

銀行等がすべての保険商品を取り扱えること、その対象はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないこと。

信託業に関する規制の見直し

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する最終意見」(平成9年(1997年)12月12日)にて指摘
規制緩和推進3か年計画「平成10年(1998年)3月31日」閣議決定
以降、規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論
総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、特に第2次答申時に集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

信託業法、金融機関ノ信託業務ノ兼営ニ関スル法律

信託業法第4条

信託会社の受託財産は、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権及び土地の賃借権に制限。

《問題点》

免許基準、信託会社の健全性基準、ディスクロージャー等の規定が未整備であるため、現在、信託業法に基づく信託会社は存在していない。

信託会社の受託財産は制限されている。

【改革の措置内容】

平成15年度中に法案提出済み(公布後、6月以内に施行予定)。

信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁する。また、信託銀行に認められている信託代理店を出すことを信託会社についても認めるとともに、その範囲を現行の金融機関及び商工中金にとどまらず、幅広く認める。

特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産権に追加する。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

改正法の施行と新制度の幅広い活用に期待。
信託法制については幅広く見直しを行う

コミュニティ・スクールの法制化

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第1次答申「平成13年（2001年）12月11日」にて指摘
規制改革推進3か年計画（改定）」平成14年（2002年3月29日）閣議決定
以降引き続き議論
総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、毎年精力的に審議し、改革を推進。

【制度の概要】

《親制の根拠》

法令上、公立学校では、学校の運営、特に教職員の採用について、保護者や地域住民の意見や要望を反映させる仕組みがない。

《問題点》

保護者や地域住民が公立学校の運営に関して意見や要望を述べても、その意見、要望が実際の学校運営に十分に反映される保障がない。

【改革の措置内容】

平成17年4月より、公立学校において下記のような、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置できるようにする。（第159回国会に関係法案提出）

学校運営に関する基本的方針の承認

- 校長は、学校運営に関して、教育課程の編成等の基本的方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならない。

学校運営に関する意見陳述

- 学校運営協議会は、学校運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

教職員の採用に関する意見陳述及びその尊重

- 学校運営協議会は、教職員の採用等の任用に関する事項について、任命権者に対して意見を述べることができる。
- 任命権者は、教職員の任用に当たっては、学校運営協議会の意見を尊重するものとする。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

特色ある教育を実現するのにふさわしい教職員の採用を含め、学校運営に地域住民や保護者の意見が反映される制度を設けることにより、地域住民等のニーズに応じた多様で機動的な学校運営を実現し、独創性と創造性に富んだ児童、生徒の育成を図る。

国立大学法人の評価に基づく組織の見直し

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第2次答申「平成14年（2002年）12月12日」にて指摘

規制改革推進3か年計画（再改定）」平成15年（2003年）3月28日閣議決定

以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、特に第2次、第3次答申時に集中的に審議し、見直しを推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

国立大学法人法第35条により、独立行政法人通則法第35条を準用

中期目標の期間の終了時の検討

- 文部科学大臣は、国立大学法人の中期目標の期間の終了時において、当該国立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方等その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

《問題点》

国立大学法人の活動及び成果に対する適切な評価と、その評価結果に基づく組織の見直し等の措置が適切に行われる必要がある。

【改革の措置内容】

中期目標・中期計画に関する評価基準の明確化

- 国立大学法人の中期目標・中期計画においては、国立大学が要請される機能・役割に沿った目標・計画が、数値目標の設定等も含め、可能な限り具体的なものとなるように工夫することが重要であり、中期目標・中期計画に関する評価基準を明確化する。
- 平成16年度中に可能な限り速やかに結論

国立大学法人の評価に基づく組織の見直し

- 評価の結果、国立大学法人として十分な機能・役割を果たしていない場合の組織の見直しについて、改廃・統合等を含め、大学改革の一環として、速やかに検討を開始し、結論を得る。
- 最初の中期目標期間終了時まで速やかに結論

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

国立大学法人の役割・機能を明確化し、国立大学法人としての役割・機能を果たしているかどうかの観点から適切に評価し、国立大学法人として十分な役割・機能を果たしていない場合は、改廃・統合等の組織の見直しを行う

私立学校参入促進のための規制改革 (小・中学校設置基準の明確化、私学審議会の見直し)

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第1次答申「平成13年(2001年)12月11日」にて指摘
規制改革推進3か年計画(改定)「平成14年(2002年)3月29日」閣議決定
以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、毎年精力的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

小・中学校の設置に係る国の基準は平成13年度まで明確化されていなかった。

《問題点》

小・中学校の設置に係る国の基準が明確化されていないこともあり、各都道府県が設置認可審査基準等において施設・設備の借用を認めないことを定める等したため、私立学校の設置が促進されなかった。

《規制の根拠》

私立学校審議会の構成員に関する規制(私立学校法第10条)

民間有識者等は、私立学校審議会の構成員数の4分の1以上にしてはならない。

民間有識者等以外の私立学校審議会の委員は、私立学校関係団体の推薦を受けた私立学校関係者から選任しなければならない。

《問題点》

各都道府県の私立学校行政を過度に規制しかねない。

委員構成に関する現行の規制によって、新しく私立学校を設置しようとする者がある場合に私立学校審議会が競争抑制的に機能しているのではないかとの指摘がある。

【改革の措置内容】

小学校設置基準及び中学校設置基準の制定(平成14年4月)

施設等の借用の明確化

- 教育上及び安全上支障がない場合には、廃校となった公立学校等を供用又は借用することができることを明確化した。

都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直し促進

- 小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促した。

構成員、運営を含む私立学校審議会の見直し(第159回国会に法案提出)

構成員比率等の規定の削除

- 私立学校審議会の構成員比率及び委員候補者の推薦に関する規定を削除する。

見直しの趣旨の周知

- 私立学校審議会の構成員比率等の見直しの趣旨を通知等で関係者に十分に周知する。

委員名簿や議事概要等の公開促進

- 委員名簿や議事概要等について、各都道府県のホームページ等において公開することを促進する。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

多様な設置主体による教育を推進するため、私立学校の設置を促進する。

レセプト・カルテのIT化の促進

【議論 検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定
行政改革委員会「規制緩和の推進に関する最終意見」平成9年(1997年)12月12日にて指摘
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして3年間にわたり審議を継続し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

< レセプトの電子化 >

厚生労働省令平成3年第51号附則第2条及び平成11年第104号附則第2条(個別指定制度)

レセプト電算処理システムへの参加については、厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関、又は厚生労働大臣が指定した保険医療機関に限り行うことが可能。

療養の給付、老人医療及び公費負担に関する費用の請求に関する省令(厚生省令第36号S51年8月2日)第2条、第3条

レセプトの提出については、原則紙媒体での提出であり、例外的に上記の場合に電子的な請求(FDなど)を認めており、オンラインによる請求は認められていない。

《問題点》

各国に比し、IT化の進展が遅れており、各種データの活用などと相まって、医療事務の効率化や医療の質の向上に寄与できていない疑いあり。

(例.レセプトの電算化提出率 韓国=約92% 日本=5.5%)

【改革の措置内容】

< レセプトの電子化 >

平成13年12月に上記のレセプトの電算処理の「個別指定制度」を廃止し、届出制へ移行。

平成16年3月に「療養の給付、老人医療及び公費負担に関する費用の請求に関する省令」(厚生省令第36号S51年8月2日)を改正し、オンラインによるレセプトの提出を容認(予定)。

< 医療分野のIT化の推進 >

平成13年度

「保険医療分野の情報化にむけてのグランドデザイン」を策定。

- レセプト電算処理システムの普及目標を設定
(病院レセプトについて、H16年度5割以上、H18年度7割以上)

- 電子カルテの普及目標の設定
(H18年度までに、400床以上の病院の6割以上)

レセプトの用語・コードの標準化

- 「病名」「手術」「処置」「検査」「医薬品」「医療材料」の5項目を完成。

平成14年度

カルテの用語・コードの標準化

- 傷病名について完成し、レセプトとの統一化。

保険者におけるレセプトの電子媒体での保管を認める。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

個人情報保護を図りつつ、医療のIT化を進め、医療事務の効率化と電子化されたデータの活用などによる医療の質の向上や安全の確保を図る。

保険者機能の強化 (レセプト審査・支払、医療機関との個別契約)

【議論・検討の経緯】

規制緩和委員会 規制緩和についての第1次見解「平成10年(1998年)12月15日」にて指摘
規制緩和推進3か年計画(改定)「平成11年(1999年)3月30日」閣議決定
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題として3年間にわたり審議を継続し、改革を推進。

【制度の概要】

《規制の根拠》

<レセプトの審査・支払>

健康保険組合における診療報酬の支払に関する件「(厚生省保険局長通牒S23年8月21日保発第42号)
(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令「(厚生省令第36号S51年8月2日)」、国民健康保険法施行事務の取扱いについて「(厚生省保険局長通達S34年1月27日)」、
レセプトの審査・支払については、健康保険組合分は社会保険診療報酬支払基金を、国民健康保険分は国民健康保険団体連合会を通じてのみ行う。

<医療機関との個別契約>

国民健康保険法第45条第3項、健康保険法第76条第3項、「健康保険法の一部を改正する法律の施行について」(厚生省保険局長通達S32年5月15日保発第42号)
保険者は、保険医療機関又は保険薬局との契約により診療報酬額について別段の定めをすることができることとなっているが、この規定は、旧法(昭和32年)によるものを引き続き行わせる趣旨であり、従来以上に割引契約などを拡大させてはならない。

《問題点》

法律上で認められている保険者の自主性を損なう規制がなされており、保険者が本来の機能である患者のエージェントとして機能していない。

【改革の措置内容】

<レセプトの審査・支払>

健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて「(厚生労働省保険局長通達H14年12月25日保発第1225001号)及び上記通達の廃止により、保険者による直接審査・支払を容認。

<医療機関との個別契約>

健康保険法第76条第3項の認可基準等について「(厚生労働省保険局長通達H15年5月20日保発0520001号)及び上記通達の廃止により、保険者と保険医療機関との直接契約を容認。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

レセプトの審査・支払については、保険者と医療機関との合意が必須であり、合意した医療機関を規約に掲載する必要があるなどの規制が残っており、一層の緩和が必要。
契約する医療機関の安定性の調査など手続き面などで煩雑となっており、さらなる緩和が必要。

医療機関の広告規制の緩和

【議論 検討の経緯】

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見（第1次）」（平成7年（1995年）12月14日）にて指摘
規制緩和推進計画（改定）」（平成8年（1996年）3月29日）閣議決定
以降規制緩和（改革）委員会、総合規制改革会議にて引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題として審議を継続し、改革を推進。

【制度の概要】

《規制の根拠》

医療法第69条、医療法施行令第5条の3、厚生労働省告示第158号（平成14年3月29日）

病院、診療所は、文書その他いかなる方法を問わず、定められた事項以外は広告してはならない。
広告の内容が虚偽にわたり、又はその方法若しくは内容が厚生労働省告示に定める基準に違反してはならない。

《問題点》

国民にとっては客観的事実に基づいた診療実績など真に知りたい情報の入手が困難。

【改革の措置内容】

平成4年、9年、13年に緩和。

平成14年にも緩和（下記の広告が可能に）

医療の内容に関する情報

- 専門医の認定、治療方法、手術件数、分娩件数、平均在院日数、疾患別患者数

医療機関の構造設備・人員配置に関する情報

- 医師・看護婦等の患者数に対する配置割合、売店・食堂・一時保育サービス等

医療機関の体制整備に関する実施

- セカンドオピニオンの実施、電子カルテの導入、患者相談窓口の設置、症例検討会の開催、
入院診療計画の導入、医療安全のための院内管理体制

医療機関に対する評価

- (財)日本医療機能評価機構の個別評価結果

医療機関の運営に関する情報

- 病床利用率、理事長の略歴、外部監査、患者サービスの提供体制に係る評価（ISO9000等）

その他

- 医療機関のホームページアドレス

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

将来のネガティブリスト化

PF 等公設民営の推進 (ケアハウス、保育所)

【議論 検討の経緯】

[PF の導入促進のための国有財産の活用]

規制緩和委員会 規制緩和についての第1次見解「平成10年(1998年)12月15日」にて指摘

[ケアハウス、保育所の民間委託]

規制改革委員会 規制改革についての見解「平成12年(2000年)12月12日」にて指摘

規制改革推進3か年計画「平成13年(2001年)3月30日」閣議決定

以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして3年間にわたり、審議を継続し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

[ケアハウス]

社会福祉法第62条第2項、昭和47年社老第17号局長通知

軽費老人ホームは、地方公共団体又は社会福祉法人の設置、経営が原則。

軽費老人ホームのうち、ケアハウスについては、公益法人、医療法人等による設置、経営を認める。

[保育所]

児童福祉法第35条第4項、同施行規則第37条第2、3項、昭和38年児発第271号局長通知

私人の行う保育所の設置経営は社会福祉法人が行うものとする。

[PF]

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PF法)

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者であっても、メンテナンス等各種の事実上の業務、定型的行為、運営に係るソフト面の企画等の諸業務を行わせることは可能であることを明記。(平成12年3月)

《問題点》

設置、経営主体として株式会社等の民間事業者が挙げられておらず、民間参入が事実上阻害されていた。

公の施設の管理受託者の要件を満たさない事業者でも保育所の運営業務の委託を受けることが可能であることの周知が不十分。

【改革の措置内容】

[ケアハウス]

ケアハウスについては法人類型を問わず、都道府県知事の許可によって設置、経営主体となりうることを明記。(平成13年11月)

平成13年度補正予算において、PFI方式によるケアハウス整備について国庫補助の対象とした。

[保育所]

社会福祉法人以外の民間事業者について設置認可の審査基準を指針として提示し、株式会社等の民間事業者の参入を解禁。(平成12年3月)

地方公共団体が設置する保育所の運営業務について、NPO、株式会社等の民間主体に委託可能であることを周知徹底。(平成13年3月)

平成13年度補正予算において、PFI方式による保育所整備について国庫補助の対象とした。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

引き続き、PFI方式の活用などによる公設民営を促進。

幼児教育 保育サービスの充実 (幼・保一元化等)

【議論 検討の経緯】

規制緩和推進計画 (再改定) 、「平成9年 (1997年) 3月28日」閣議決定
規制緩和委員会「規制緩和についての第1次見解」平成10年 (1998年) 12月15日」にて指摘
以降規制緩和 (改革) 委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、最重要課題の1つとしてアクションプランWGで取り上げ、公開討論等で集中的に
審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条、幼稚園設置基準

幼稚園は、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校。

幼稚園設置基準で、施設基準、1学級35人以下など定められている。

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条、児童福祉施設最低基準

保育所は、保護者の就労等により保育に欠ける乳児 (0歳から) 又は幼児等を保育する児童福祉施設である。ただし、3～5歳児に対しては幼稚園教育に準じる教育が行われている。

児童福祉施設最低基準により、施設基準、年齢ごとの保育士の配置基準等が決められている。

《問題点》

3歳児以上について機能はほとんど同じであるにもかかわらず、幼稚園では株式会社の参入が禁止されており、保育所では「保育に欠ける子」に限定されている。

【改革の措置内容】

施設の共用化指針の策定 (平成10年)

幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針を策定し、幼稚園と保育所の合築などの共用化を可能とした

保育所の設置主体制限の撤廃 (平成12年)

株式会社、学校法人などによる保育所の設置が可能に。

幼稚園教諭と保育士の資格の併有の促進 (平成13、14年)

国立大学の保育士養成課程の拡充を行い、課程の弾力化で幼稚園教諭と保育士の両資格を同時に取得できる養成課程を充実。

構造改革特区における合同活動の容認

構造改革特区において、幼稚園児と保育所児が合同の教育・保育を受けられるようにするための特例を措置

幼稚園・保育所の一元化施設

近年の社会構造就業構造の著しい変化等を踏まえ、地域において児童を総合的に育み、児童の視点に立って新しい児童育成のための体制を整備する観点から、地域のニーズに応じ、就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設を設置する。その実現に向けて、平成16年度中に基本的な考えをとりまとめた上で、平成17年度に試行事業を先行実施するなど、必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い、平成18年度から本格実施を行う。【平成17年度中に措置】

【総合規制改革会議の考える改革の方向性】

幼稚園のみに課されている設置主体制限すなわち株式会社等による設置の禁止について、その解禁を図るべき。

幼稚園の入園年齢制限 (満3歳) については、多様化する生活者のニーズを踏まえ、一層の緩和を図るべき。

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、全国においてできる限り多くのモデル事業を行うとともに、その施設設備、職員資格、職員配置、幼児受入などに関する規制の水準を、それぞれ現行の幼稚園と保育所に関する規制のどちらか緩い方の水準以下とすべきである。

労働者派遣制度の見直し

【議論 検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定

行政改革委員会 規制緩和の推進に関する意見(第1次)「平成7年(1995年)12月14日」にて指摘

以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ、第1次～第3次答申を通して改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第4条、第40条の2、附則第5項等

港湾運送業務、建設業務、警備業務については、労働者派遣事業を行えない。

派遣受入期間は原則として最長3年に制限。事務用機器操作、ソフトウェア開発等26業務等の一定の業務は派遣受入期間の制限なし。

《問題点》

派遣労働者と常用労働者の均衡待遇が実現すれば、派遣対象業務や派遣期間の制限は不要であり、これを撤廃した方が労働者の働き方の選択肢拡大という観点から労働者の利益になる。

【改革の措置内容】

平成8年度に法改正し、以下の緩和を実施。

労働者派遣の適用対象業務がそれまでの16業務から26業務に拡大された。

平成11年度に法改正等により、以下の緩和を実施。

労働者派遣の適用対象業務を原則自由化。なお、当面の措置として製造業務は当分の間派遣禁止とされた。

拡大された対象業務に係る派遣期間の上限は1年。

事務用機器操作、ソフトウェア開発等、これまで適用対象業務であった26業務については、派遣期間の上限は3年。

平成16年3月より改正労働者派遣法が施行され、以下の緩和を実施。

派遣受入期間を従来1年に制限されていたものについて、最長3年に延長するほか、いわゆる「26業務」については、派遣期間制限を撤廃。

派遣対象業務について、製造業務の派遣を可能とした。

医療機関における労働者派遣は、紹介予定派遣の方式により行うことを可能とし、平成15年度中に実施する。(基本方針2003)

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

常用労働者と派遣労働者の均衡待遇を実現した上で派遣対象業務、派遣期間に係る制限を撤廃

職業紹介規制の緩和

【議論 検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定

行政改革委員会 規制緩和の推進に関する意見(第1次)「平成7年(1995年)12月14日」にて指摘

以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ、第1次～第3次答申を通して、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

職業安定法第32条の3、職業安定法施行規則第20条、職業安定法施行規則第20条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件」

有料職業紹介事業者は、芸能家、モデル又は年収700万円超の科学技術者、経営管理者若しくは熟練技能者に係る求職者から手数料を徴収することができる。

《問題点》

悪質業者によるピンはね等の行為が防止できれば、有料職業紹介事業における求職者からの手数料徴収の対象者を限定することは不要であり、これを撤廃した方が求職者の選択肢を拡大するという点で労働者の利益になる。

【改革の措置内容】

平成15年2月より、年収1,200万円超の科学技術者又は経営管理者に係る求職者からの手数料徴収を認めた。

平成16年3月より、年収要件を1,200万円超から700万円超に引き下げるとともに、年収700万円超の熟練技能者に係る求職者からの手数料徴収を認めた。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

悪質業者によるピンはね等の行為を防止した上で有料職業紹介事業における求職者からの手数料徴収の対象者の限定撤廃

募集・採用における年齢制限緩和

【議論・検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第2次答申「平成14年(2002年)12月12日」にて指摘

規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年(2003年)3月28日」閣議決定

以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、第2次、第3次答申時に集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

雇用対策法第7条、第12条

事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときは、労働者の募集及び採用について、その年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう努めなければならない(第7条)。厚生労働大臣は、第7条に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする(第12条)。

《問題点》

中高年齢者の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、募集・採用の年齢制限の是正を一層促進する必要がある。

【改革の措置内容】

労働者の募集及び採用について、事業主が上限年齢(65歳未満の者に限る。)を定める場合には、求職者に対して理由を提示しなければならないこと等を内容とする高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案を、平成16年2月10日、第159回国会に提出。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

中長期的には、募集・採用における年齢制限そのものを禁止することの可能性について検討。

ヒートアイランド対策

【議論・検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第1次答申「平成13年(2001年)12月11日」にて指摘
規制改革推進3か年計画(改定)「平成14年(2002年)3月29日」閣議決定
以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ、第1次～第3次答申にて指摘し、改革を推進

【制度の概要】

《背景》

都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる「ヒートアイランド現象」が顕著。

- ここ100年の年平均気温について、地球全体で約0.6℃上昇に対して、日本の大都市で2～3℃上昇。
 - 特に、夏季において、熱帯夜の増加や昼間の高温化とそれに伴う熱中症等による健康影響が指摘。
- ヒートアイランド現象の原因として、空調機器や自動車等からの人工排熱の増加、緑地・水面の減少とコンクリートやアスファルト等の地表面被覆の増加が挙げられる。

《問題点》

ヒートアイランド対策に係る総合的な推進体制がなく、各省において各種施策が個別に実施され、効果的とは言えない。

ヒートアイランド現象に対する関連データの一元的な公表がなされておらず、ヒートアイランド現象のメカニズム解明や対策を評価する手法の改良が不十分である。

特に、都市緑地の保全・緑化の促進や環境負荷の少ない都市の構築等に向けての対策が総合的かつ計画的に行われていない。

【改革の措置内容】

ヒートアイランド対策の総合的な推進

平成14年度 ヒートアイランド対策関係府省連絡会議設置(平成16年3月現在、環境省、国土交通省、内閣官房(都市再生本部)、警察庁、文部科学省、農林水産省及び経済産業省の局長級がメンバー)

平成15年度 同連絡会議において、ヒートアイランド対策に関する基本方針及び実施すべき具体的な対策を網羅的にまとめた「ヒートアイランド対策大綱」を策定。

平成16年度以降 同連絡会議において、同大綱に盛り込まれた対策の進捗状況の検証を行うとともに、必要に応じて大綱の見直しを柔軟に実施。

ヒートアイランド現象のメカニズム等に係る調査研究の推進等

- ホームページ等を活用して当該データを一元的に整理し、公表(平成16年度中に措置、その後逐次更新)

- メカニズムを解明し、その対策を総合的に評価する手法の改良を促進(逐次実施)

都市の緑地保全と緑化推進に係る制度の充実(平成16年度中に措置)

- 新たな緑地保全地域の導入による積極的な緑の確保の推進。

- 大規模敷地の建築物を対象とした緑化の推進。

- 都市公園の区域を立体的に定めることができる制度の導入。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

都市再生の推進と環境負荷の少ない経済社会を構築すべく、ヒートアイランド現象の更なるメカニズムの解明や総合的かつ計画的な対策を促進する。

民間提案型の都市計画手続の導入

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第1次答申「平成13年（2001年）12月11日」にて指摘

規制改革推進3か年計画（改定）」平成14年（2002年3月29日）閣議決定

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、第1次答申時に集中的に審議し、民間提案型の都市計画手続の導入に貢献。

【制度の概要等】

《制度導入の背景》

地域の住民の意向を尊重し、これを適切に都市計画に反映できるようにすることが必要。

【改革の措置内容】

都市計画の提案制度の創設（建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）」）

住民等の自主的まちづくりの推進や、地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者、まちづくり協議会、まちづくりNPO等が、一定の面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意を得て、都市計画の提案ができることとした。

平成15年1月より施行。

マンション建替えの円滑化

【議論・検討の経緯】

規制改革委員会 規制改革についての見解」(平成12年(2000年)12月12日)にて指摘

規制改革推進3か年計画」(平成13年(2001年)3月30日)閣議決定

以降総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、第1次答申時および制度改正時に集中的に審議し、改革を推進

【制度の概要】

【背景】

マンションストックは全国で約385万戸、約1000万人が居住(平成12年度末)。今後、老朽化したマンションが急増し、居住環境や防災面などで問題の深刻化が予想されることから、マンション建替えの円滑化が、都市再生と居住環境向上の観点から急務。

< 築30年以上のマンション ; 12万戸(H12) 93万戸(H22) >

【問題点】

従来、マンションを建替える際に必要な管理組合での建替決議の要件は明確ではなかった。

また、建替えに関する法的制度が十分に整備されておらず、個別に借家権者や抵当権者との調整、建替資金の調達を行うなどして、任意に建替えを行う必要があった。

【改革の措置内容】

平成14年12月18日「マンション建替えの円滑化等に関する法律」(平成14年法律第78号)施行

区分所有法に基づく建替えが決議された場合、建替えに合意した区分所有者が、法人格を有する「マンション建替組合」を設立できるものとし、マンション建替組合の運営・意思決定のルールを法律により明確化するとともに、合意形成や事業実施の円滑化が図られた。

マンション建替組合が定めた権利変換計画に従い、区分所有権、抵当権等の関係権利が再建されたマンションに円滑に移行できるようになった。

平成15年6月1日「建物の区分所有等に関する法律及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」(平成14年法律第140号)施行

管理組合が建替決議を行う場合の要件を「5分の4以上の多数」のみとした。

工業(場)等制限法の撤廃

【議論・検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」平成8年(1996年)12月16日にて指摘

以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ第1次答申時に集中的に審議し、制度の撤廃に貢献。

【制度の概要】

《親制の根拠》

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律

工業(場)等制限制度は、首都圏及び近畿圏の既成市街地等において、産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備、改善を図ることを目的として、一定規模以上の工場及び大学等の新增設を制限する制度(首都圏 昭和34年制定、近畿圏 昭和39年制定)

《問題点》

製造業従事者や工場立地件数の減少等の産業構造の変化、少子化の進行に伴う若年人口の減少等、社会経済情勢が著しく変化する中で、目的を達成する手段としての有効性、合理性が低下。

【改革の措置内容】

平成14年7月に「首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成14年法律第83号)」により、両法律を廃止し、制度を撤廃。

農地制度の改革

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議 規制改革の推進に関する第2次答申「平成14年(2002年)12月12日」にて指摘
規制改革推進3か年計画(再改定)「平成15年(2003年)3月28日」閣議決定
以降引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、第2次答申と第3次答申を通して改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

農地の権利移動に関連する法制度 農地法、農業経営基盤強化促進法、構造改革特別区域法に基づく
農業特区

農地の権利移動に関与する機関 組織 農業委員会(農業委員会法) 市町村 農地保有合理化法人
(農地法、農業経営基盤強化促進法)等

《問題点》

立ち後れている農業の構造改革を加速化することによって、効率的な生産活動を営む農業主体への農地の
集積等を図り、農業の国際競争力を向上させることが、国民的な課題。

農地制度に関しては以下の問題点が存在。

- ・農地利用規制の運用が不透明であり、転用規制は厳格に運用されていないおそれがあること。
- ・優良農地ほど潜在的な転用需要が高いこともあり、営農意欲が無い零細農家であっても転用への期待のもと
で農地を保有しつづける場合が見られること。
- ・耕作放棄に対するペナルティーも小さいため零細農地の賃貸も進まず、先進的な担い手農家に農地が集積さ
れない状況にあること。
- ・農地利用規制に関連する制度 組織の複雑化が進行していること。

【改革の措置内容】

農地制度の改革については、新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けて「平成15年8月29日農林
水産大臣談話」における発言(新たな計画の見直しに当たって、望ましい農業構造・土地利用を実現するた
めの担い手 農地制度の改革)について「本格的な検討に取り組むよう省内に指示」を踏まえ、新しい3カ年
計画において、15年度中に検討開始、17年度当初までに基本的方向について結論、17年度以降逐次実施と
された。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

農地制度の改革については、新たな食料・農業・農村計画の策定作業に併せ、以下の点を踏まえて、所要の措
置を講じる。

- ・農地を効率的に耕作する者の農地の権利取得を認める本来の耕作者主義の明確化。
- ・農地利用規制の運用厳格化と透明性を高めること。
- ・農業委員会の委員構成について地域農業の振興の視点から見直し。

フランチャイズ・システムの制度整備

【議論 検討の経緯】

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年(2001年)12月11日)にて指摘
「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14(2002年)3月29日)閣議決定
以降、引き続き議論。

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして3年間にわたって審議を継続し、規制改革を推進

【制度の概要】

《親制の根拠》

中小小売商業振興法第11条

・フランチャイズ・システムの本部は加盟者に対して、契約前に、加盟金、販売条件、経営指導等について記した書面を交付し説明しなければならない。

「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」2(2)

・小売業以外の業種に関しても、中小小売商業振興法に定められるような情報の開示が的確に実施されることが望ましい。

《問題点》

小売業以外のフランチャイズ・システムでは、本部から契約前に加盟者に対して十分な説明がなされないことが、契約後のトラブルの元となっている可能性がある。

【改革の措置内容】

平成14年度

「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」を改定。開示することが望まれる項目として、本部から加盟者への融資、経営不振となった場合の本部からの支援等を追加。

小売業以外のフランチャイズについて、契約締結時の情報開示等に関する制度整備について引き続き検討を行ない、健全な発展に向けた総合的な環境整備の推進を図る。(平成16年度中に措置)

電力自由化の拡大

【議論 検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定
行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見(第1次)」平成7年(1995年)12月14日にて指摘
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、エネルギー分野の重要課題の1つとして議論を続け、第1次～第3次答申を通して改革を推進。

【制度の概要】

《規制の根拠》

電気事業法3条、16条の2、18条、19条

電気事業(一般需要家に対する業としての電力の供給)は、大口需要家に対する供給を行う事業(特定規模電気事業)については届出制、その他のものについては許可制となっている。(電気事業法3条、16条の2)

上記のうち許可を受けた事業者(一般電気事業者)は、供給区域内の一般需要家に対して供給義務を負う一方、当該供給区域内の一般需要家に対する供給を独占すること(地域独占)が認められている。(電気事業法18条等)

独占に伴い、電気料金等の供給の条件については原則許可制となっている。(電気事業法19条)

《問題点》

一般家庭等の小口需要家は、自らが電気を使用する場所を供給地域とする一般電気事業者以外から電力を購入することができず、競争が生じないことから、電気料金が高止まりする。

【改革の措置内容】

平成12年3月(2000年3月)

特別高圧の大口需要家(2000キロワット以上)に対する電力供給事業(特定規模電気事業)が届出のみで可能となる。

平成16年4月(2004年4月)

特定規模電気事業の供給先の範囲が、大口の高圧需要家(500キロワット以上)まで拡大される。

平成17年4月(2005年4月)

特定規模電気事業の供給先の範囲が、高圧の需要家(50キロワット以上)まで拡大される。

【総合規制改革会議が考える改革の方向性】

一般電気事業者以外の事業者が、需要家の規模にかかわらず電力を供給することを可能とする。

タクシー事業に関する規制改革

【議論 検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定
行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見(第1次)」平成7年(1995年)12月14日にて指摘
以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論
総合規制改革会議では、重要課題の1つとして毎年取り上げ、第1次～第3次答申にて指摘し、改革を推進

【制度の概要】

《規制の根拠》

道路運送法第8条、道路運送法第9条の3等

国土交通大臣は、特定の地域においてタクシーの供給輸送力が輸送需要量に対し著しく過剰な場合、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、当該地域を緊急調整地域として指定

・タクシー事業者は旅客の運賃及び料金について、原則として国土交通大臣の認可が必要等

《問題点》

タクシー事業については、平成14年2月から需給調整規制が廃止され、免許制から許可制となったが、一定の条件下では新規参入及び増車等を一時的に停止する緊急調整措置が設けられている。この措置の発動が安易に行われ、それにより需給調整規制撤廃の意義が失われることがあってはならず、その発動は厳に必要性があるケースに限定されなければならない。

需給調整規制の廃止後、タクシーの運賃・料金は多様化が進んでいるものの、その状況には地域によるばらつきが生じているのが現状である。運賃・料金の設定は経営判断の根幹をなす事項であり、事業者の創意工夫により更に多彩な運賃・料金の設定がなされることがタクシー事業の活性化、ひいては利用者利便の向上につながる。

タクシー事業の機動的な事業運営を実施していく上で、運賃を始めとする許認可手続を迅速に行う必要があり、標準処理期間の大幅な短縮を行なうべき。

【改革の措置内容】

平成14年2月 タクシーについての需給調整規制を廃止

総合規制改革会議の第1次～第3次答申における指摘を踏まえ、下記の見直しの実施について検討中

特別監視地域の解除要件の見直し、指定要件における非流し地域の特例的な取扱いの見直しなど、特別監視地域を真に重点監視が必要な地域に限定(平成16年度中に措置)

運賃・料金の更なる多様化を実現するよう、現行の運賃制度の見直し(平成16年度早期実施)

運賃を始めとする許認可手続の標準処理期間を現行の2分の1を目途に大幅短縮(平成16年度早期実施)

トラック事業に関する規制の見直し

【議論・検討の経緯】

規制緩和推進計画「平成7年(1995年)3月31日」閣議決定

行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見(第1次)」平成7年(1995年)12月14日にて指摘

以降規制緩和(改革)委員会、総合規制改革会議において引き続き議論

総合規制改革会議では、重要課題の1つとして取り上げ、第1次答申にて指摘し、規制の見直しを推進。

【制度の概要】

《規制の根拠》

貨物自動車運送事業法第10条、第11条等

- ・トラック事業者は、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する貨物の運送をしてはならない。(営業区域規制)
- ・トラック事業者は、運賃及び料金を定め、あらかじめ、届け出なければならない。(運賃・料金の事前届出制)
- ・トラック事業の参入許可の基準として、営業所の所在する市町村の人口規模等に応じて、最低限保有しなければならない車両台数を設定。(最低車両台数基準)

《問題点》

トラック事業について適切な競争を促進し、事業者の創意工夫を活かした多様なサービスの創出や事業の効率化・活性化を図る上で、従来の営業区域規制、運賃・料金の事前届出制、最低車両台数規制等は、必ずしも適切ではなくなっていた。

【改革の措置内容】

当会議の第1次答申等を踏まえ、貨物自動車運送事業法の改正等により下記の見直しを実施した(平成15年4月実施)。

・トラック事業者が、帰り荷輸送等について、営業所が無くても自由に荷主のニーズに応えられるよう営業区域規制を廃止。

運賃・料金の設定に係る手続的な負担を軽減し、トラック事業者が創意工夫を活かした運賃・料金を機動的に設定できるよう運賃・料金の事前届出制を廃止。

参入許可に係る基準を緩和するため、最低車両台数基準を全国一律5台まで引き下げ。